

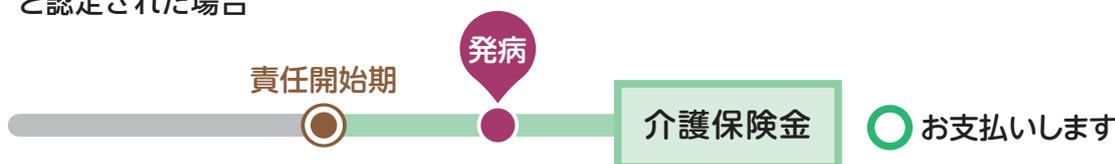
介護保険金を「お支払いする場合」、「お支払いできない場合」の具体的な事例は次のとおりです。  
 なお、「お支払いする場合」の事例でも、介護保険金をお支払いできない他の事由に該当するときは、お支払いできないことがあります。

## 事例1 責任開始期と発病時期

当社が保障の責任を開始する前に発病した疾病または発生した傷害を原因とする場合は、お支払いできません。

### ○ お支払いする場合

- ・ 責任開始期以後に発病した「脳卒中」を原因として、認知症と診断され、公的介護保険制度における要介護1以上と認定された場合
- ・ 責任開始期以後に発病した「脳卒中」を原因として、公的介護保険制度における要介護2以上と認定された場合



### ✕ お支払いできない場合

- ・ 責任開始期前に発病した「脳卒中」を原因として、認知症の診断、公的介護保険制度の要介護認定がされた場合



## 事例2 介護保険金のお支払い

故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内であればご契約を解除し、介護保険金をお支払いできないことがあります。(責任開始日から2年を経過していても、介護保険金の支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。)

### ○ お支払いする場合

- ・ 告知書の質問事項すべてに正しく告知(記入)されてご契約し、ご契約後に介護保険金の支払事由に該当した場合  
 →告知義務違反がないため、介護保険金をお支払いします。

### ✕ お支払いできない場合

- ・ 告知書で正しく告知されずにご契約し、ご契約後に介護保険金の支払事由に該当した場合  
 →告知義務違反となり、介護保険金がお支払いできないことがあります。

※ただし、「介護保険金の支払事由」と「解除の原因となった事実」との間に因果関係が無い場合は、介護保険金をお支払いすることがあります。